

# 入札公告

分任支出負担行為担当官  
海上自衛隊艦船補給処管理部長  
稲井 信幸

下記のとおり一般競争入札を行います。

## 記

### 1 入札日時及び場所

- (1) 日 時 令和6年4月23日 (火) 13時30分～  
(郵送による入札書の受領期限は、令和6年4月22日 (月) 必着  
郵送先 〒237-0071 神奈川県横須賀市田浦港町無番地 艦船補給処管理部契約課)
- (2) 場 所 艦船補給処契約課入札室 (〒237-0071 神奈川県横須賀市田浦港町無番地)

### 2 入札参加申込の日時等

- (1) 日 時 公告日～令和6年4月22日 (月)  
8時～12時及び13時～16時45分 ただし、土曜日、日曜日、祝祭日を除く。
- (2) 場 所 艦船補給処契約課事務室
- (3) 申 込 応札意思のある者は、上記の申込期限日時までに「入札参加申込用紙」及び「資格審査結果通知書」の写しを提出のうえ、仕様書を受領すること。

### 3 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)(以下「予決令」という。)第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和04・05・06年度の競争参加資格(全省庁統一資格)「物品の販売」のD等級以上に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者、又は当該競争参加資格を有していない者にあつては入札日時までに競争参加資格審査を受け、競争参加資格者名簿に登録され、当該競争参加資格を有すると認められた者であること。
- (4) 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官(以下「省指名停止権者」という。)又は海上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (5) 前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (6) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りではない。

### 4 競争入札に付する事項

調達要求番号	件名	履行期限	履行場所
06-1-2697-0400-5019-00	TONER CARTRIDGE CYAN 外	令和6年8月9日	各地

### 5 入札方法

- (1) 落札決定に当たっては、入札(見積)書に記載された金額に当該金額の10%(軽減税率対象品目については8%)に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札(見積)者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100(軽減税率対象品目については108分の100)に相当する金額を入札(見積)書に記載すること。ただし、入札(見積)書に記載される書面上の金額が消費税法に規定する消費税の課税標準と一致しないものは除く。
- (2) 入札(見積)書に記載された金額の100分の110(軽減税率対象品目については100分の108)に相当する金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切捨てるものとし、当該端数金額を切捨てた後に得られた金額をもって申込みがあつたものとする。ただし、単価契約の場合には端数処理を行わず原則どおり入札(見積)書に記載された書面上の100分の110(軽減税率対象品目については100分の108)に相当する金額に相当する額をもって申込みがあつたものとする。

- 6 保証金等に関する事項
  - (1) 入札保証金及び契約保証金 免除
  - (2) 落札者が契約を結ばないときは、見積もった契約金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。
- 7 契約書の作成  
遅滞なく契約書の作成を要する。ただし、契約金額が150万円を超えず、特約条項の付与もない場合は、請書の作成をもって代えることができる。
- 8 適用する契約条項  
売買契約一般条項
- 9 入札の無効  
参加資格のない者のした入札又は「海上自衛隊入札及び契約心得」のとおり実施しない者が行った入札は無効とする。
- 10 その他
  - (1) 海上自衛隊入札及び契約心得・契約条項は、艦船補給処管理部契約課入札室に掲示するほか、海上自衛隊調達情報ホームページにも掲載している。
  - (2) 8に掲げる契約条項のほか、中小企業信用保険法第2条第1項に規定する中小企業者である場合は、「債権譲渡制限特約の部分的解除のための特約条項」を別途適用する。
  - (3) 入札書を郵送するときは、調達要求番号及び件名を標記した封筒に「入札書在中」と朱書の上、必ず書留、簡易書留又は配達記録郵便で送付すること。
  - (4) 詳細については、艦船補給処管理部契約課契約係（TEL 046-822-3500 内線6315、FAX 046-861-2713）まで問い合わせされたい。

海上自衛隊艦船補給処管理部契約課 宛て  
(FAX番号: 046-861-2713)

受付年月日	資格等級	印

※この枠内の記入は不要です。

## 入札参加申込用紙

調達要求番号	06-1-2697-0400-5019-00
件名	TONER CARTRIDGE CYAN 外
入札日	

会社名	
電話番号	
FAX	
担当者氏名	
中小企業信用保険法第2条 第1項に規定する中小企業者 (どちらかに○をお願いします)	該 当 ・ 非 該 当

### ※ 仕様書の受領方法

・艦船補給処契約課で直接受領の場合

この「入札参加申込用紙」(必要事項記入後)を提出のうえ、「資格審査結果通知書(全省庁統一資格)(写し)」をご提示ください。

・郵送及びFAXによる受領の場合

この「入札参加申込用紙」(必要事項記入後)と、「資格審査結果通知書(全省庁統一資格)(写し)」を送付してください。

調達要求番号： 06-1-2697-0400-5019-00

海 上 自 衛 隊 仕 様 書			
物品番号等	-	仕様書番号	
名 称	TONER CARTRIDGE CYAN 外 一般用品 (カタログ製品)	防衛大臣承認年月日	
		作成年月日	R6.3.14
		改正年月日	
		艦 船 補 給 処 武 器 部 武 器 整 備 課	

## 1 総則

### 1.1 適用範囲

この仕様書は、TONER CARTRIDGE CYAN 外 一般用品 (カタログ製品) の調達について適用する。

### 1.2 調達品目

調達品目及び数量は、付表 1 の調達品目表による。

### 1.3 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

#### a) 規格

J I S Z 0 1 5 0 包装—包装貨物の荷扱い図記号

J I S Z 9 0 1 5 - 1 計数值検査に対する抜取検査手順—第 1 部：ロットごとの検査  
に対する A Q L 指標型抜取検査方式

#### b) 法令等

海上自衛隊において調達する調達品等の標準監督・完成検査実施要領等 (海幕経第 2 5 5 9  
号。9. 5. 3 0)

海上自衛隊契約規則の実施に関する細部 (海幕経第 1 8 3 号。2 7. 3. 1 8)

海上自衛隊補給実施要領 (補本装補第 2 0 7 2 号。1 8. 1 2. 2 7)

## 2 製品に関する要求

### 2.1 材料, 構造, 形状, 寸法, 性能及び製品の表示

材料, 構造, 形状, 寸法, 性能及び製品の表示は、当該部品の製造者の規定する仕様又はカタログの要求事項のすべてを満足するものとする。

### 2.2 外観

仕上, 構造及び塗装が良好であり、打こん及び加工不良等がないこと。

## 3 品質保証

### 3.1 一般要求事項

契約の相手方は、この仕様書の 2 及び 4 の要求事項を満足していることを確認するため、検査等を実施するものとする。

### 3.2 完成検査

完成検査は、海上自衛隊において調達する装備品等の標準監督・完成検査実施要領等 (海幕

第2559号。9.5.30) 別冊第1 標準直接監督・完成検査実施要領によるものとし、原則として、2及び4の要求事項について、JIS Z 9015-1の検査水準S-4, AQL = 4.0, 1回抜取方式のなみ検査を標準とした直接検査を実施する。

#### 4 出荷条件

##### 4.1 包装

包装は、商慣習による。

##### 4.2 包装の表示

包装の表示は、附属書Aによる。

##### 4.3 スtockタグ（バーコード付）

ストックタグ（バーコード付）は、官が準備するストックタグ（バーコード付）を、個装等に貼付（添付）するものとする。

#### 5 その他の指示

##### 5.1 提出書類

表1の書類を作成する。

表1－提出書類

番号	提出書類	提出先	部数	提出時期	備考
1	仕様記載書又はカタログの写し	完成検査官	1	完成検査時	様式適宜
2	品質保証資料	完成検査官	1	完成検査時	様式適宜
3	検査等申請書	完成検査官	3	必要の都度、速やかに	契約規則細部書式第22
4	納品書	受領検査官	6	受領検査時	海補3021様式
<b>注記</b> 備考欄“契約規則細部”は、海上自衛隊契約規則の実施に関する細部（海幕経第183号。27.3.18）を示す。“海補”は、海上自衛隊補給実施要領（補本装補第2072号。18.12.27）を示す。					

##### 5.2 特記事項

特記事項がある場合は、調達要領指定書による。

##### 5.3 特定化学物質使用装備品等に対する処置

契約の相手方は、この契約において特定化学物質PCB（ポリ塩化ビフェニル）、PCN（ポリ塩化ナフタリン）又はHCB（ヘキサクロロベンゼン）を含んだ部品等を使用する場合、あるいはその恐れがある場合、又はすでに使用されていることが判明した場合は、速やかに官に通知するものとする。その後の処置については、別途、官が指示する。

##### 5.4 疑義事項

契約の相手方は、この仕様書に疑義を生じた場合は、契約担当官等と協議するものとする。

付表 1 - 調達品目表

番号	物品番号	部品番号	品名	単位	数量	備考
1	NQ P/N登録	PR-L5700C-18/OGQ	TONER CARTRIDGE CYAN	EA	79	日本電気㈱
2	NQ P/N登録	PR-L5700C-16/OGQ	TONER CARTRIDGE YELLOW	EA	68	日本電気㈱
3	NQ P/N登録	PR-L5700C-24/OGQ	TONER CARTRIDGE BLACK	EA	135	日本電気㈱
4	NQ P/N登録	PR-L5850C-11	TONER CARTRIDGE	EA	24	日本電気㈱
5	NQ P/N登録	PR-L5850C-12	TONER CARTRIDGE	EA	24	日本電気㈱
6	NQ P/N登録	PR-L5850C-13	TONER CARTRIDGE	EA	24	日本電気㈱
7	NQ P/N登録	PR-L9010C-14	TONER CARTRIDGE	EA	20	日本電気㈱
8	NQ P/N登録	PR-L5850C-14	TONER CARTRIDGE	EA	24	日本電気㈱
9	NQ P/N登録	PR-L9010C-11	TONER CARTRIDGE	EA	9	日本電気㈱
10	NQ P/N登録	PR-L9010C-12	TONER CARTRIDGE	EA	9	日本電気㈱
11	NQ P/N登録	PR-L9010C-13	TONER CARTRIDGE	EA	9	日本電気㈱
12	NQ P/N登録	PR-L5850C-16	CARTRIDGE Y	EA	116	日本電気㈱
13	NQ P/N登録	PR-L5850C-17	CARTRIDGE M	EA	100	日本電気㈱
14	NQ P/N登録	PR-L5850C-18	CARTRIDGE C	EA	109	日本電気㈱
15	NQ P/N登録	PR-L5850C-19	CARTRIDGE BK	EA	214	日本電気㈱
	以下余白					

**附属書 A**  
**(規定)**  
**包装の表示**

**A.1 包装の表示**

**A.1.1 個装・内装の表示**

個装及び内装の表示は、**表A.1**による。

**表A.1—個装・内装の表示**

物 品 番 号 <sup>a)</sup>	
部 品 番 号 <sup>a)</sup>	
品 名 <sup>a)</sup>	
単 位	
数 量	

**注** <sup>a)</sup> 物品番号、部品番号及び品名は、調達品目表と同一名称とする。  
ただし、物品番号が付与されていない場合は、部品番号を物品番号欄にも記入する。

**A.1.2 外装の表示**

外装の表示は、**表A.2**による。

なお、多品種同一包装する場合には、物品番号及び数量を省略する。ただし、その場合には、**表A.3**を封入するものとする。

**表A.2—外装の表示**

契 約 件 名 <sup>b)</sup>	
調達要求番号	
契 約 番 号	
物 品 番 号 <sup>c)</sup>	
数 量	
契 約 者 名	
総 重 量	
総 容 積	

**注** <sup>b)</sup> 契約件名は、契約書における件名と同一名称とする。

<sup>c)</sup> 物品番号は、仕様書と同一名称とする。ただし、物品番号が付与されていない場合は、部品番号を物品番号欄に記入する。

表A.3—内容明細書

内 容 明 細 書							
契約件名							
調達要求番号							
契約番号							
総数量							
令和 年 月 日							
契約業者名							
番 号	物 品 番 号	部 品 番 号	品 名	単 位	数 量	備 考	

## A.2 取扱いの表示

- a) 精密部品を包装する場合は、個装及び外装の表面に“精密部品取扱注意”と朱書きするものとする。
- b) 包装貨物の荷扱い図記号は、JIS Z 0150により、必要な事項を表示するものとする。
- c) その他取扱い上又は保管上に必要な注意事項を個装及び外装の表面に表示するものとする。